

滋賀県立自然公園条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）により、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）が改正され、成年被後見人等に係る欠格条項の適正化が図られることに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立自然公園条例（昭和 40 年滋賀県条例第 30 号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

- (1) 指定認定機関の欠格事由を成年被後見人等から心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者に改めることとする。(第 19 条関係)
- (2) この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行することとする。ただし、(3)の一部は、公布の日から施行することとする。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととする。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

- ### 【施行期日】
- ①欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日
 - ②府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から3月
 - ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から6月
 - ④上記により難しい場合→個別に定める日

自然公園制度における指定認定機関について

自然公園の利用者の増加により、風致景観や生物多様性の保全上の支障が生じている区域が見られることから、区域を定めて利用人数や利用時間等を調整することにより、風致景観の維持とその適正な利用を図るために、利用調整地区を指定することができる。（法第 23 条、条例第 17 条）

利用調整地区に利用者が立ち入る場合は、

- ・ 立ち入りに際し都道府県知事等の認定が必要となる
- ・ 立ち入る際には、立入認定証の携行が義務付けられる
- ・ 認定のための手数料の負担

等が必要となり、これらの認定関係事務は、当該地区に近接した場所で効率的に行われることが望ましいため、地元の団体等を指定して行わせることができる（指定認定機関：法第 25 条、条例第 19 条）。

指定認定機関には、認定事務の公平性の確保や経理的および技術的な基礎を有するなど、認定関係事務を公正かつ確実に行うことができることが指定条件となっており、成年被後見人等に係る欠格条項が定められている。

滋賀県立自然公園条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第18条 省略 (指定認定機関)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 (1) <u>未成年者、成年被後見人または被保佐人</u> (2) <u>破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 禁錮</u>以上の刑に処せられ、または法もしくは自然環境保全法(昭和47年法律第85号)もしくはこの条例もしくは滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者</p> <p><u>(4)</u> 省略 <u>(5)</u> 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>第20条～第22条 省略</p>	<p>第1条～第18条 省略 (指定認定機関)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 (1) 未成年者 (2) <u>心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者</u> (3) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> (4) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、または法もしくは自然環境保全法(昭和47年法律第85号)もしくはこの条例もしくは滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者</p> <p><u>(5)</u> 省略 <u>(6)</u> 省略</p> <p>4～6 省略</p> <p>第20条～第22条 省略</p>

(指定認定機関に対する監督命令等)

第23条 省略

2 知事は、指定認定機関が第19条第3項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

3および4 省略

以下省略

(指定認定機関に対する監督命令等)

第23条 省略

2 知事は、指定認定機関が第19条第3項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

3および4 省略

以下省略